

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年5月6日(2011.5.6)

【公表番号】特表2010-522146(P2010-522146A)

【公表日】平成22年7月1日(2010.7.1)

【年通号数】公開・登録公報2010-026

【出願番号】特願2009-554063(P2009-554063)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/198 (2006.01)  
A 6 1 K 9/14 (2006.01)  
A 6 1 K 9/08 (2006.01)  
A 6 1 K 9/107 (2006.01)  
A 6 1 K 9/06 (2006.01)  
A 6 1 P 25/28 (2006.01)  
A 6 1 P 25/16 (2006.01)  
A 6 1 P 29/00 (2006.01)  
A 6 1 P 19/02 (2006.01)  
A 6 1 P 9/10 (2006.01)  
A 6 1 P 25/14 (2006.01)  
A 6 1 P 27/12 (2006.01)  
A 6 1 P 17/00 (2006.01)  
A 6 1 P 21/00 (2006.01)  
A 6 1 P 25/00 (2006.01)  
A 6 1 P 3/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/198  
A 6 1 K 9/14  
A 6 1 K 9/08  
A 6 1 K 9/107  
A 6 1 K 9/06  
A 6 1 P 25/28  
A 6 1 P 25/16  
A 6 1 P 29/00 1 0 1  
A 6 1 P 19/02  
A 6 1 P 9/10  
A 6 1 P 25/14  
A 6 1 P 27/12  
A 6 1 P 17/00  
A 6 1 P 21/00  
A 6 1 P 25/00  
A 6 1 P 3/02

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月10日(2011.3.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

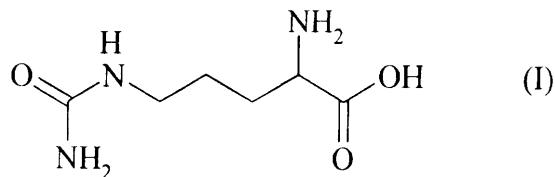
【補正の内容】

## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

次式 (I)

## 【化 1】



の L-シトルリンまたは医薬的に、化粧料的に、もしくは栄養学的に許容されるその塩を含む。

特定の病変において観察される関連タンパク質のカルボニル化の増加を阻害することを意図し、それゆえアルツハイマー病またはパーキンソン病のような神経変性疾患の治療、網膜症、リウマチ性多発関節炎、アテローム性動脈硬化症、筋萎縮性側索硬化症、脳虚血の治療、白内障の問題または全身性感染症（敗血症）の治療、皮膚の老化および目、筋肉および脳のような特に組織の老化に関連する病変の治療、ミトコンドリアの機能異常、すなわちミトコンドリア病を原因とするミオパシーに関連する病変の治療、栄養不足および哺乳動物の寿命の増加に関連する悪液質の治療を特に意図する組成物。

## 【請求項 2】

組成物が、L-シトルリンまたは医薬的に許容されるその塩を含む医薬組成物であり、L-シトルリンまたは化粧料的に許容されるその塩を含む化粧処理用の組成物であり、L-シトルリンを含む栄養補助食品またはL-シトルリンまたは栄養学的に許容されるその塩を含む栄養学的療法用の組成物であることを特徴とする、請求項 1 に記載の組成物。

## 【請求項 3】

1日に1～3回の投与頻度での0.1 g/kg/日～0.5 g/kg/日の投与量に対して、1回分の単位L-シトルリン投与量が2 g～20 gである、請求項 1 または 2 に記載の組成物。

## 【請求項 4】

組成物が、乾燥した形態、水溶液の形態、水性アルコールもしくは油の形態、水中油型もしくは油中水型または多層のエマルジョン、水性もしくは油性ゲルの形態にあることを特徴とする、請求項 1～3 のいずれか 1 項に記載の組成物。

## 【請求項 5】

医薬組成物が経口、局所、経腸または非経口経路により投与し得る形態にあり、化粧用組成物が局所経路により投与し得る形態にあり、栄養学的組成物および栄養補助食品が経口経路により投与し得る形態にあることを特徴とする、請求項 1～4 のいずれか 1 項に記載の組成物。

## 【請求項 6】

経腸または非経口経路により投与し得る形態である場合、経腸または非経口用栄養物と混合し得るか、または消化器用プローブもしくは非経口的栄養補給の Y-チューブにおいてボーラスで投与し得ることを特徴とする、請求項 5 に記載の組成物。

## 【請求項 7】

組成物が、ロイシン、グルタミン、アルギニン、オルニチンおよび -ケトグルタレートまたは -ケトイソカプロエートのようなそれらの種々の有用な塩のような、栄養不良に関連する悪液質の治療を意図する 1 つ以上の他の化合物をさらに含むことを特徴とする、請求項 1～6 のいずれか 1 項に記載の組成物。

## 【請求項 8】

ロイシン、グルタミン、アルギニン、オルニチンおよび -ケトグルタレートまたは -ケトイソカプロエートのようなそれらの種々の有用な塩のような、栄養不良に関連する悪液質の治療を意図する 1 つ以上の他の化合物を、それら自体で、あるいは非経口栄養補給を意図する栄養混合物中、または経腸栄養補給を意図する混合物中もしくは経口栄養補給

を意図する混合物中にさらに含む医薬組成物であることを特徴とする、請求項1～7のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項9】

タンパク質のカルボニル化の増加に関連する病変の治療の範囲内において、同時に、別々にまたは逐次的に使用する組み合わせ製品として、

- L-シトルリンまたは医薬的もしくは栄養学的に許容されるそれらの塩と、

- ロイシン、グルタミン、アルギニン、オルニチンおよび -ケトグルタレートまたは -ケトイソカブロエートのようなそれらの種々の有用な塩のような、栄養不良に関連する悪液質の治療を意図する少なくとも1つの他の化合物と

をそれら自体で、あるいは非経口栄養補給を意図する栄養混合物中、または経腸栄養補給を意図する混合物中もしくは経口栄養補給を意図する混合物中に含む組成物。